

国民健康保険

◆高齢受給者証の更新
国民健康保険に加入している70歳以上の方には、高齢受給者証が交付されています。現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、7月31日までです。前年の所得に応じて一部負担金の割合を再判定し、新しく高齢受給者証を7月中旬に発送しました。8月1日からお使いください。

入院時の食事代の自己負担額 (1食当たり)

区分	金額
① 一般	360円
② 住民税非課税の世帯に属する方など(③以外の方)	過去1年間の入院が90日以内 210円
	過去1年間の入院が90日を超えている 160円
③ ②のうち、所得が一定基準に満たない70歳以上の方	100円

方：平成29年7月1日現在の住民登録地の市区町村が発行した世帯全員の平成29年度住民税非課税証明書(所得金額の記載のあるもの)が必要となります。

◆限度額適用認定証
1か月に支払う医療費の自己負担限度額は、世帯ごとの所得に応じて決められています。70歳未満の方は、入院や外来診療の際、限度額適用認定証を提示すると、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額で済みます。

◆自己負担限度額の見直し
高額療養費制度は、被保険者の医療費の負担が多額とならないよう、ひと月ごとの自己負担限度額を超えた分の医療費を高額療養費として、自己負担限度額から払い戻す制度です。自己負担限度額は、所得に応じて設定されています。

◆フリーマーケット・フェスティバル
環境に対する市民の意識啓発を目的として、市民・事業者・市が一体となってイベントを開催します。8月24日(土)まで、当選者のみに参加費を徴収します。

◆フリーマーケット出店グループを募集
参加費 1千円
※参加費のうち400円を森林団体に寄付します。

◆70歳以上の方
高額療養費制度は、被保険者の医療費の負担が多額とならないよう、ひと月ごとの自己負担限度額を超えた分の医療費を高額療養費として、自己負担限度額から払い戻す制度です。自己負担限度額は、所得に応じて設定されています。

自己負担限度額の見直し

区分	7月31日まで		8月1日から	
	外来のみ(個人)	外来+入院(世帯)	外来のみ(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み所得者(※1)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回該当44,400円】(※4)	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回該当44,400円】(※4)
一般	12,000円	44,400円	14,000円(年間上限144,000円)	57,600円 【多数回該当44,400円】(※4)
低所得Ⅱ(※2)	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(※3)		15,000円		15,000円

◆市民まつり
子どもも一緒に参加する団体お楽しみ会を開催します。手作りおみやげや自慢のおみやげ、花車をお持ちでしたらこの機会にぜひご参加ください。

◆技能功労者
表彰推薦を受付
市では、技能功労者を表彰します。技能団体(業種別団体)、商店会、自治会などの代表を通じて、ぜひ推薦してください。

◆小 平 市
戦没者追悼式
先の大戦において犠牲となられた方々を悼み、恒久平和の実現を祈念して戦没者追悼式を実施します。

◆介護保険
低所得者のかた負担軽減
低所得者で特に生計が困難な方に對して、介護保険サービスの利用料を軽減する制度です。

◆小 平 市
戦没者追悼式
先の大戦において犠牲となられた方々を悼み、恒久平和の実現を祈念して戦没者追悼式を実施します。

◆小 平 市
戦没者追悼式
先の大戦において犠牲となられた方々を悼み、恒久平和の実現を祈念して戦没者追悼式を実施します。